

(建ぺい率の緩和)

第 15 条 法第 53 条第 3 項第 2 号に規定する市長が指定する敷地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 各幅員 4 メートル以上で、その和が 10 メートル以上であり、内角 120 度以下の二つの道路によつて、できた角にある敷地で、その敷地周囲の延長の 3 分の 1 以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が 1,000 平方メートル未満のもの
- (2) 前号に掲げる敷地以外の敷地のうち、各幅員 4 メートル以上、内角 120 度以下の二つの道路によつて、できた角にある敷地で、その敷地周囲の延長の 3 分の 1 以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が 500 平方メートル未満のもの
- (3) 各幅員 4 メートル以上で、その和が 10 メートル以上の二つの道路の間にある敷地で、その敷地周囲の延長の 3 分の 1 以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が 1,000 平方メートル未満のもの
- (4) 前号に掲げる敷地以外の敷地のうち、各幅員 4 メートル以上の二つの道路の間にある敷地で、その敷地周囲の延長の 4 分の 1 以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が 500 平方メートル未満のもの
- (5) 各幅員 4 メートル以上の公園、広場、川、水路、海、軌道敷その他これらに類するものに接する敷地で、前各号に掲げる敷地に準ずるもの
- (6) 前各号のほか、市長が別に定めるもの

2 前項第 1 号から第 5 号までの規定は、各道路(公園、広場、川、水路、海、軌道敷その他これらに類するものを含む。)にそれぞれ 4 メートル以上接している敷地についてのみ適用する。

風致地区内では角地の適用がない。

地区計画の区域によっては角地の適用がない場合があるので、地区計画の区域内においては、それぞれの区域内での制限を参照のこと。

備考

西宮市建築基準法取扱い基準
2010.04.01